

## 規則等の案の概要

### 1 規則等の案の題名

静岡市児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正について（案）

### 2 規則等を定める根拠となる法令の条項

児童虐待の防止等に関する法律第 12 条第 3 項

児童虐待の防止等に関する法律施行規則第 2 条第 3 項

### 3 改正の趣旨

児童虐待の防止等に関する法律（以下、「法」という。）において、児童福祉法第 33 条の一時保護（一時保護の委託をしている場合を含む。以下、「一時保護」という。）が行われている児童に対し、当該児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときには、当該児童と保護者の面会または通信を制限することができる規定が第 12 条第 3 項として追加する法律が成立しました。これに伴い、児童虐待の防止等に関する法律施行規則（以下、「省令」という。）において、法第 12 条第 3 項に基づく面会または通信を制限しようとするときは、当該保護者に対し、当該児童との面会又は通信の全部又は一部を制限する旨、制限を行う理由となった事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）、当該児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書面により行うものとする規定が省令第 2 条第 3 項に追加されました。

静岡市において、児童相談所長が省令第 2 条第 3 項に規定する法第 12 条第 3 項の面会及び通信の制限を行う書面及び当該制限を解除したときに通知する書面の様式を定めるため、規則を改正します。

### 4 規則等の案の内容

（1）法第 12 条第 3 項の新設に伴い追加された省令第 2 条第 3 項の規定に基づき、児童相談所長が面会または通信の制限若しくは当該制限の解除を行う場合に、制限の対象となる保護者に対し書面を通知すること及びその様式を規定するため、従前から法第 12 条第 1 項に規定する制限を行う場合の当該保護者に対し通知すること及びその様式を規定していた第 10 条第 1 項の引用条項に法第 12 条第 3 項を追加します。

（2）法第 12 条第 3 項に規定する制限を行わなくなった場合に、当該保護者に対して書面で通知すること及びその様式を定めるため、従前から法第 12 条第 1 項に規定する制限を行わなくなった場合に当該保護者に対し通知すること及びその様式を規定していた第 10 条第 3 項の引用条項に法第 12 条第 3 項を追加します。

### 5 規則等を施行する時期（予定）

令和 8 年 3 月頃